

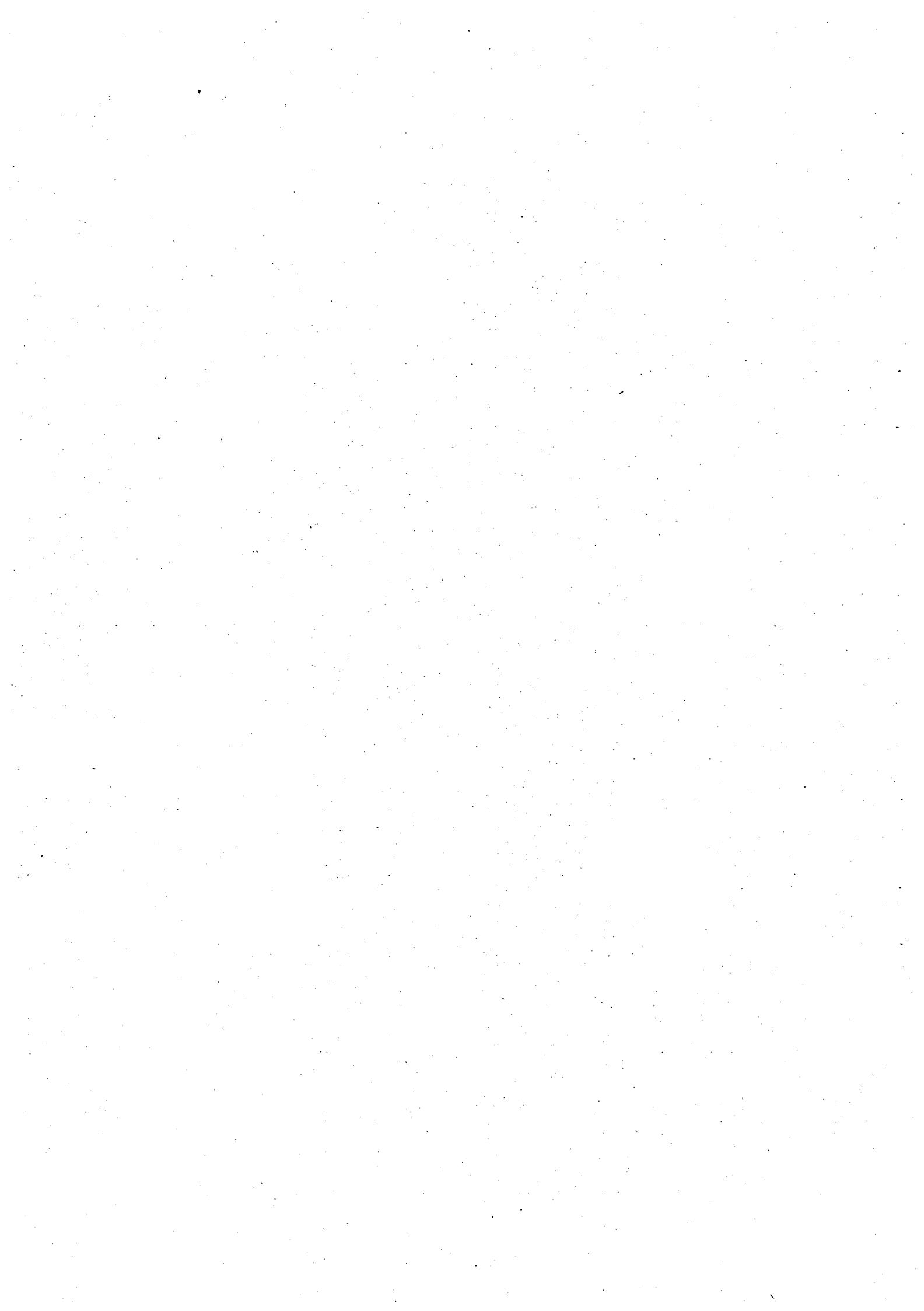
地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年2月25日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編除く）の修正について
(危機管理政策課) …別冊
- 2 中国電力株式会社との災害時連携協定の締結について
(危機管理政策課) … 1
- 3 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第60報）
(原子力安全対策課) … 5
- 4 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について
(原子力安全対策課) … 7
- 5 島根原子力発電所内建物の巡回業務の未実施について
(原子力安全対策課) … 9
- 6 令和元年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について
(消防防災課) … 12

危 機 管 理 局



中国電力株式会社との災害時連携協定の締結について

令和2年2月25日
危機管理政策課

令和元年台風第15号により、千葉県においては倒木等に起因する大規模、長期間の停電が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼすこととなり、本県においても、令和元年台風第19号では塩害による大規模な停電が発生しました。

これらを踏まえて、停電対策に早急に取り組むことができるよう、鳥取県と中国電力株式会社の間で、災害時の電力復旧等に係る連携協定を締結しました。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

災害時における電力供給のための連携等に関する協定書

(2) 協定の目的

平時からの情報共有や、災害時のリエゾン派遣、被災情報の共有等を行い、早期復旧のための迅速な支援及び協力体制の強化を図る。

(3) 協定内容

- ・平時からの連絡体制の確立及び樹木等の事前伐採やその他必要な情報共有、調整。
- ・災害発生時における中国電力から県の災害対策本部等への情報連絡員の派遣、ドローンやヘリコプター等を活用した情報の共有。
- ・県による、停電発生時等における中国電力からの要請に基づく、可能な範囲での早期復旧に必要な支援、協力、調整等。

2 協定締結先

中国電力株式会社

所在地：広島県広島市中区小町4-33

代表者：代表取締役社長執行役員 清水 希茂

3 協定締結式

(1) 日時

1月28日(火)

(2) 場所

知事公邸

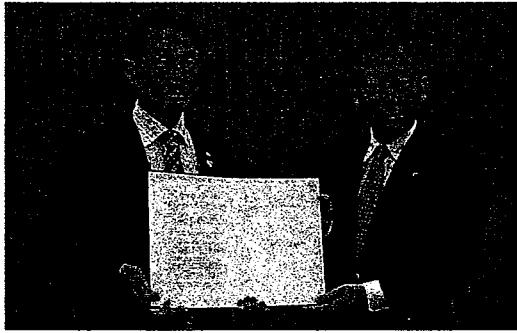
(3) 相手方の出席者(敬称略)

中国電力株式会社 代表取締役副社長執行役員 平野 正樹(ひらの まさき)

執行役員鳥取支社長 篠根 剛(やぶね つよし)

鳥取支社副支社長 笠見 茂男(かさみ しげお)

鳥取支社広報グループマネージャー 吉岡 孝司(よしおか こうじ)



4 応援協定の効果

平時からの情報共有や、災害時のリエゾン派遣は、これまで申し合わせによって行っており、今回の協定で明文化される。

災害時の停電発生は様々な原因が考えられ、その復旧には、市町村や森林保有者など多様な関係者があることから、県と中国電力がその他の関係者との連携も含めて協力することで、復旧作業を迅速、円滑に行うことが期待できる。

⇒台風第19号の停電の際には、大山町の消防団等が放水により送電施設の塩の洗浄に協力した。

災害時における電力供給のための連携等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に備え、平時から甲乙それぞれの緊急連絡先を共有するとともに、電力設備の減災に資する取組みを行う。また、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）の発生のおそれがある場合、又は大規模停電が発生した場合における情報共有や、早期復旧のため乙が行う停電復旧作業（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）における連携等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平時から甲乙が連携し、電力設備の減災に取組むとともに、災害等による大規模停電発生時等に、電力供給の早期回復により県民生活の安定を図るため、甲乙それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、適切な災害対応や早期の停電復旧を実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡体制及び情報共有）

第2条 甲及び乙は、平時から、この協定に関する緊急連絡先及び災害対応に必要な情報を共有する。

- 2 甲及び乙は、必要に応じて電力設備周辺の樹木等の事前伐採のための調整を行う。
- 3 甲により災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の様態によっては災害警戒本部（以下、災害対策本部とあわせて「本部」という。）が設置された際には、必要に応じて乙は甲が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。
- 4 甲及び乙は、災害の発生時におけるドローン・ヘリコプター等を活用した必要な災害情報の共有を行うものとする。

（早期復旧のための支援及び協力）

- 第3条 乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、甲に対して復旧作業の支援及び除去作業への協力を要請できるものとする。
- 2 甲は、乙から前項の要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、支援又は協力を実施するものとする。
- 3 甲は、第1項の復旧作業の支援及び除去作業への協力にあたり、市町村道等甲の管理外の施設に関する場合又は甲以外の者の協力が必要な場合は、市町村等関係者と協議の上、可能な範囲で甲及び関係者が乙に協力するよう必要な対応を行うものとする。

4 甲及び乙は、大規模停電が発生した場合の復旧見込みについて、情報共有を行うとともに、県民への適切な情報提供等を行うものとする。

(要請の手続等)

第4条 前条第1項の規定による復旧作業の支援又は除去作業への協力の対象区域、対象作業、要請の手続、その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定に基づき、甲が実施した復旧作業の支援及び除去作業への協力に要した費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

2 第3条第3項の規定により、関係者が実施した協力に要した費用の負担については、甲乙及び関係者の協議の上決定する。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た個人情報又は事業活動に係る秘密に関する情報を他人に開示、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定を更新しない旨の意思表示がなされないときは、有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(乙の送配電事業等に関する権利義務の承継)

第8条 甲及び乙は、令和元年4月26日に乙と中国電力ネットワーク株式会社（以下「送配電会社」という。）との間で締結した「吸収分割契約」（以下「分割契約」という。）に基づき、分割契約の効力発生日である令和2年4月1日をもって、乙の送配電事業等に関する権利義務が送配電会社に承継されることを確認する。

2 乙は、本協定における乙の権利義務について、前項の承継後も引き続き、乙の責任において、送配電会社と相互に協力のうえ誠実に履行するものとし、当該履行に伴い、送配電会社にも本協定の内容を遵守させるものとする。

なお、甲は、当該承継後、乙が自身の権利義務の履行のために必要な範囲内で、本協定に基づいて知り得た情報を送配電会社に開示することに同意するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義が生じた事項又は定めのない事項については、
甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、
各自1通を保有する。

令和2年1月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井伸治

乙 広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員

清水希茂

島根原子力発電所 2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第60報）

令和2年2月25日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）、に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
135回目 (1月21日)	【耐震設計】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準地震動の引き上げ等によって耐震評価の手法等が変更されるところを説明した。 ○ 耐震設計に関する論点は残っており、審査継続。
136回目 (1月23日)	【重大事故対策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉圧力容器の損傷により、原子炉格納容器内が直接加熱され、格納容器圧力が上昇することにより格納容器破損に至る事象等に対する安全対策として必要な設備や要員が確保されていることを説明。 ○ 要員が複数の作業を長時間にわたって行うことへの負担に関する指摘があり、審査継続。
137回目 (1月24日)	【火山事象】 ※新知見対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約8万年前の大山噴火による火山灰の噴出規模を 11 km^3 としたことについて説明した。 ○ 今回確定した噴出規模で島根原発における降灰量のシミュレーション実施が求められ、審査継続。
138回目 (1月28日)	【耐津波設計】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冷却のための海水の取水槽から津波が流入することを防止する方法（防水壁等）について説明した。 ○ 耐津波設計に関する論点は残っており、審査継続。
139回目 (2月4日)	【重大事故対策】 ※新知見対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有毒ガス防護について、窒素及び水素は有毒化学物質ではないとして調査対象から除外した理由等を説明した。 ○ 審査終了。
140回目 (2月6日)	【重大事故対策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大事故時に発生する水素が原子炉格納容器内で燃焼して格納容器を破損させる事象について、窒素注入等の対策を取ることで水素燃焼を起こさないようにすると説明した。 ○ 水素濃度計や酸素濃度計に関する詳しい説明を求められ、審査継続。
141回目 (2月13日)	【耐震設計】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震設計に関し、重要度の高い施設がそれ以外の施設の破損による波及的影響により、その安全性が損なわれないことを確認する評価方針等を説明。 ○ 耐震設計に関する論点は残されており、審査継続。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数(開催日)	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック網掛け：審査済）

項目		審査状況		
地震・津波関係	地質	敷地の地質・地質構造	審査済	
		敷地周辺の地質・地質構造	審査済	
	地震	地下構造	審査済	
		震源を特定して策定する地震動	審査済	
		震源を特定せず策定する地震動	審査済	
	津波	基準地震動	審査済	
		地震による津波	審査済	
		地震以外による津波	審査済	
		基準津波	審査済	
	地盤・斜面の安定性		審査中	
火山事象		審査中		
プラント	耐震設計	童謡	審査済	
		火山	審査中	
	耐津波設計	外部火災	審査済	
		その他自然現象	審査中	
	設計基準事故対策	内部火災	審査済	
		内部溢水	審査済	
	安全施設等		審査中	
	重大事故対策	有効性評価	炉心損傷防止	審査中
			格納容器破損防止	審査中
			燃料プールの燃料破損防止	審査中
			停止時の燃料破損防止	審査中
			事故シーケンスの選定	審査中
		設備・手順	解析コード	審査中
			停止失敗時未臨界確保	審査中
			炉心冷却（高圧冷却、減圧等）	審査中
			最終ヒートシンク	審査中
			格納容器（冷却、過圧破損防止等）	審査中
技術的能力		水素対策（格納容器、原子炉建屋）	審査中	
		使用済燃料プール	審査中	
		緊急時対策所	審査中	
		その他（監視装置、通信連絡等）	審査中	
		大規模損壊	未審査	

〔年度別審査会合数〕 H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:39回

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について

令和2年2月25日
原子力安全対策課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画について、昨年実施した原子力防災訓練等により得られた教訓及び国の原子力災害対策指針の改正等を反映して、計画の一層の深化により実効性の向上を図ります。

1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目等

(1) 原子力防災訓練等を通じた見直し

ア 要配慮者避難の対応強化

関係機関と連携し、在宅の避難行動要支援者の移送体制の整備や、乳幼児・妊産婦が、バスを利用して避難等する場合の優先乗車の配慮等要配慮者の円滑な避難を進める。

(第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難受入活動体制の整備)

イ 原子力防災アプリで実現するスマート原子力防災

原子力防災アプリの多言語化と機能強化を進め、平素においては普及啓発の手段として、災害時においては情報伝達だけでなく避難者に応じた避難所や避難経路を情報提供するなど避難支援や避難行動等につながる手段として活用する。

(第2章 原子力災害事前対策 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備)

ウ ドローンの活用

無人飛行の特性を活用し、避難・被災状況の把握の他、放射線量の測定及び立ち入り困難な区域における情報収集に対してドローンを活用する。

(第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備)

エ 民間事業者との連携強化

避難退域時検査会場の設営や資機材輸送等の場面において、安全の確保に特に留意した上で、民間事業者のノウハウ・能力を積極的に活用し、対応能力の質及び量を充実する。平時から、要請の手順、連絡調整窓口及び連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等実効性の確保に努め、必要な準備を進める。

(第2章 原子力災害事前対策 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備)

オ 意思決定に資する情報収集体制の整備

ヘリ等による上空映像の他、道路監視カメラ、巡視船による海上映像等多様な情報収集手段を活用し、県対策本部等における原子力災害の防護措置の意思決定等に資する体制の整備を図る。

(第2章 原子力災害事前対策 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備)

カ 連絡員の受け入れ

国及び関係機関からの連絡員派遣を積極的に要請・受け入れ、関係機関と相互に状況を共有し、迅速な対応につなげる。

(第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立)

(2) 防災体制の強化

ア 避難先自治体における避難者受入に関する理解促進

受入市町村民に対して、原子力災害時の広域避難所に指定されている施設である旨を周知する手段として、平時から原子力防災パンフレットの配架等の整備を図る。

(第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備)

イ モニタリング体制の強化

環境放射線モニタリングシステムの耐震対策のため、バックアップとして副監視局を設置し、モニタリング情報を強靭化する。

(第2章 原子力災害事前対策 第7節 緊急事態応急体制の整備)

(3) 国の防災基本計画等修正の反映

ア 原子力災害対策指針の改正（令和元年7月、令和2年2月）

- ・安定ヨウ素剤について、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む）が優先対象者であることを明記
- ・原子力災害時における防護措置の実施を判断するための緊急事態判断基準（緊急時活動レベル）の一部見直しの反映

（別添3 島根原子力発電所及び人形崎環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するEAL）

イ 防災基本計画の反映（外国人への情報提供強化）

外国人に係る災害対応として、平時から多言語情報による原子力防災知識の普及と啓発に努める。

（第2章 原子力災害事前対策）

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信）

2 島取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正項目等

(1) 原子力防災訓練等を通じた見直し

ア 要配慮者避難の対応強化

（在宅の避難行動要支援者等の避難に必要な福祉車両の確保）

避難行動要支援者等の支援に必要な福祉車両（車いす、ストレッチャー等）について関係機関等と調整を行い、確保する。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方(11) 避難行動要支援者等の避難 イ）

（外国人等への情報提供方法の充実）

被害情報や避難の指示等重要な情報は多言語表記された原子力防災アプリ等の手段により、適切に状況や避難等の行動につながる情報提供を行う。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 (11) 避難行動要支援者等の避難 ク）

（妊産婦・乳幼児への配慮）

連絡体制を確保し、確実に情報を届けるとともに、一時集結所でのバス等への乗車に際し、乳幼児・妊産婦の優先乗車等に努める。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 (7) 避難誘導 イ）

イ 民間事業者との連携強化の明記

避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、民間事業者と連携した資機材の輸送及び展開体制を整備するとともに訓練等を行うことで対応能力の向上を図る。

（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 (4) 避難退域時検査 オ）

(2) 防災体制の強化

（円滑な避難のための対策）

避難の円滑化として、信号機の遠隔制御や主要交差点における交通誘導を行うとともに、ヘリ、道路カメラを活用による情報の把握し、交通路の確保を図る。また、容易に復旧が困難な道路障害が発生した場合に、自衛隊等関係機関に支援を要請する。

（第2章 実施要領 1 状況 (6) 情報の伝達と収集 ウ）

3 今後のスケジュール（予定）

2月下旬～ パブリックコメントの実施

3月 県原子力安全顧問会議において審議

県防災会議において審議

4～5月 印刷・配布

島根原子力発電所内建物の巡視業務の未実施について

令和2年2月25日
原子力安全対策課

中国電力株式会社から、2月19日、島根原子力発電所サイトバンカ建物^{*1}の放射線管理区域内（以下「管理区域」という。）における巡視業務に關し、2月16日の巡視業務を適切に実施していなかったとの報告を受けました。

今回の事案は、同社が平成22年の点検不備問題以降、こうしたことが起こらないように社内の原子力安全文化醸成の取組を進める中で起きたことであり、原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものであることから、本県では同社に対して口頭にて申入れ等を行いました。

今後は、同社の調査状況等について適宜報告を求めながら、原因究明や再発防止対策等の実施状況等について確認していきます。

*1 サイトバンカ建物：放射性固体廃棄物を一時的に貯蔵・保管および処理するための設備。中国電力が定めた保安規定上では、1日に2回巡視することとなっている。

1 事案概要

業務を委託している協力会社社員が、本来サイトバンカ建物の巡視業務は非管理区域及び管理区域を巡視すべきところ、2月16日、巡視員が管理区域には入域していないのに巡視したとする報告を行った。

2月18日に協力会社の放射線管理部門が2月16日の管理区域への入域実績を確認し、巡視員の入域が確認できなかつたため、改めて本人に事実を確認したところ、本事案が判明した。

なお、当該管理区域においては16日に設備異常等の警報は発生しておらず、17日に別の巡視員が巡視を行い、設備に異常がないことを確認している。

2 事案発生及び主な対応の経過

<2/16(日)>

サイトバンカ建物の管理区域内の巡視について、未実施にも関わらず巡視したと巡視員が報告

<2/18(火)>

協力会社放射線管理部門が2月16日の管理区域内への入域記録を確認し、巡視未実施が判明
協力会社が本事案について中国電力に報告

<2/19(水)>

9:40 中国電力から鳥取県に報告（鳥取支社長から危機管理局長）

※危機管理局長より中国電力に対し口頭により申し入れ

11:00 中国電力が事案を公表〔資料1〕

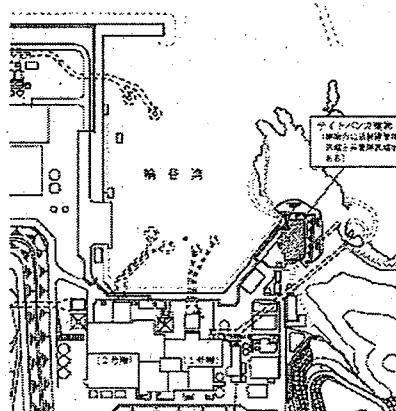
11:00 本事案に対し知事がコメントを発出

3 口頭による申し入れ事項

- 速やかな原因究明と再発防止対策の実施
- 今後の調査状況の適宜報告
- 協力会社を含めた原子力安全文化の醸成と信頼回復

4 知事コメント

- 巡視していないのにしていたものとするもので、猛省を促したい。
- 原発の安全性担保の信頼に関わるもので、中国電力は、早急に原因究明を行い問題の根源を明らかにするとともに、原子力文化の確立を図るべきだ。



島根原発 サイトバンカ建物配置図

(資料)

1 事案概要（令和2年2月19日 中国電力公表資料）

Press Release



2020年2月19日
中国電力株式会社

島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について

当社は、昨日、協力会社に委託している島根原子力発電所サイトバンカ建物※の放射線管理区域内（以下、「管理区域」という。）における巡視業務に関して、本年2月16日の巡視業務が実施されていなかった旨の報告を受けました。

※ 放射性固体廃棄物を一時的に貯蔵・保管および処理するための設備

本来、サイトバンカ建物の巡視業務は、非管理区域および管理区域を巡視すべきところを、管理区域については入域をしないまま巡視をしたとする報告を行ったものです。

昨日、協力会社の放射線管理部門が2月16日の管理区域への入域実績を確認し、巡視員の入域が確認できなかつたため、改めて事実を確認したところ、本事案が判明しました。

当該管理区域においては、当日設備の異常等の警報は発生しておらず、また、翌17日に別の巡視員が巡視を行い、設備に異常がないことを確認しています。

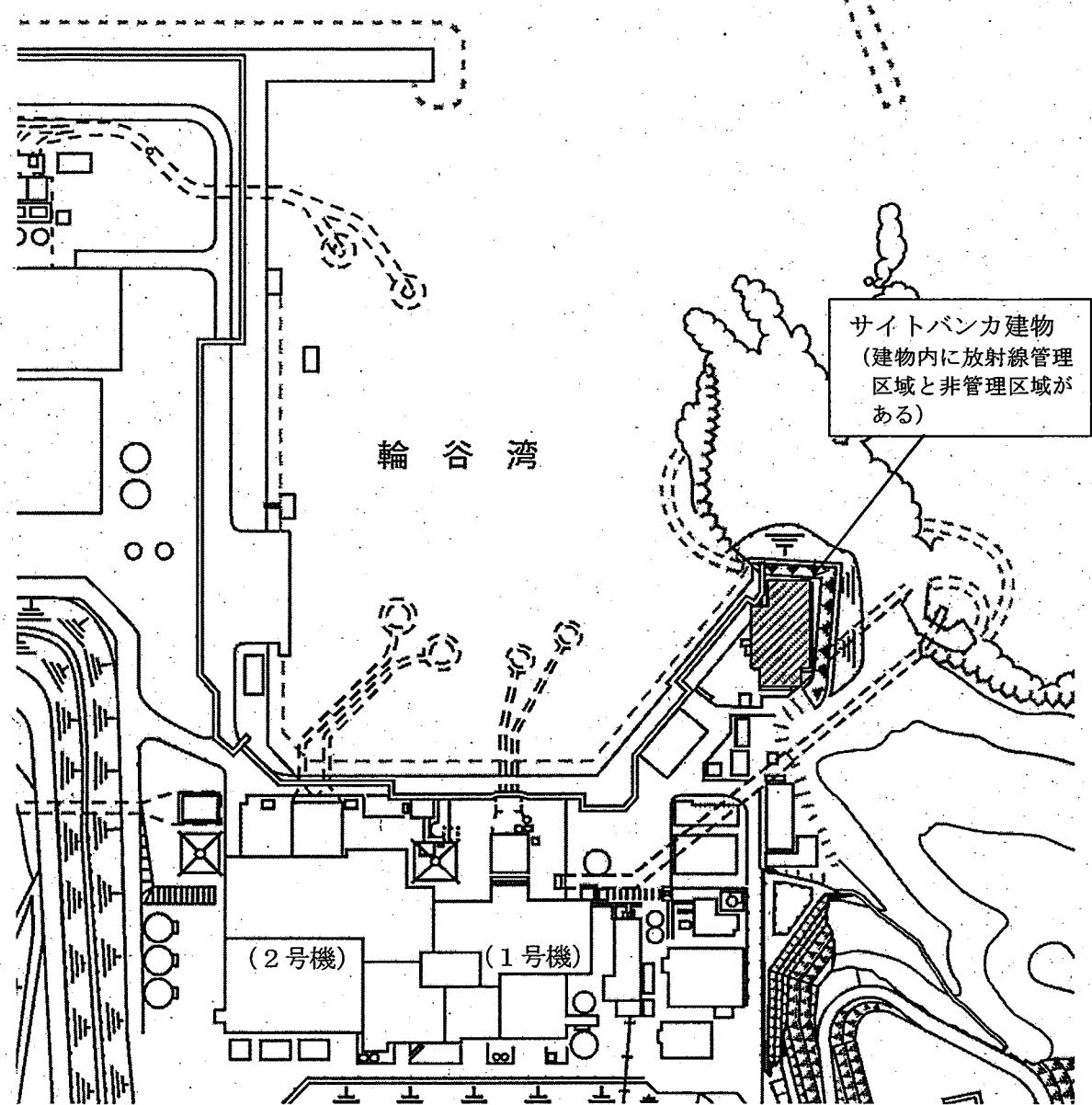
本件について、地元の皆さんをはじめ、多くの関係者の方々にご心配をおかけすることとなりお詫び申し上げます。

今後、協力会社から、本事案に関する詳細な事実関係を確認し、再発防止に努めてまいります。

(添付資料)

・島根原子力発電所 サイトバンカ建物配置図

以上



島根原子力発電所 サイトバンカ建物配置図

令和元年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について

令和2年2月25日

消防防災課

令和元年中の火災発生・救急救助活動の状況は次のとおりでした。

○火災

- ・発生件数 219 (対前年△4) 件
- ・死者数 10 (対前年+4) 名
- ・負傷者数 27 (対前年△15) 名
- ・月別では4月・5月の火災が多く、原因別ではたき火(36件、16.4%)の割合が全国(平成30年の全国での割合は8.1%)よりも著しく高くなっている。

※春先は空気が乾燥し、風も強いなど火災が発生しやすいことから、3月1日(日)から7日(土)までの7日間、火災予防意識の一層の普及啓発を図ること等を目的として、令和2年春季全国火災予防運動が実施される。

○救急活動

- ・件数 27,350 (対前年△330) 件] ともに5年振りの減少
- ・搬送人員 25,771 (対前年△367) 名]
- ・「どつとりおとな救急ダイヤル(#7119)」を平成30年9月に開始したこと、関係期間による救急車の適正利用の広報で救急車の適正利用が進んだこと、また、平成30年に比べ降雪が少なく冬場の搬送人員が少なかったこと、熱中症による搬送者数が少なかつたこと等が減少の要因と考えられる。

○救助活動

- ・救助出動件数 384 (△対前年1) 件
- ・救助人員 260 (対前年+4) 名
- ・最も件数の多い交通事故は減少した(出動件数159件。対前年△7件)が、水難事故が増加(出動件数27件。対前年+7件)

1 令和元年中の火災発生状況(速報値であり、修正となる場合があります。)

(1) 火災発生件数

	火災発生件数							死傷者数	
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	死者	負傷者
1月	12	10						2	1 2
2月	13	11						2	1 1
3月	19	12		4				3	6
4月	21	12						9	1 1
5月	44	12	3	4				25	2 2
6月	18	5	1	3				9	1 1
7月	14	7		1				6	1 2
8月	30	11	2	4				13	3
9月	9	5			1			3	
10月	9	7		1				1	2
11月	16	13		1				2	6
12月	14	10		1	1			2	3 1
合計	219	115	6	19	2		77	10	27
平成30年	223	100	9	17			97	6	38
平成29年	182	87	6	19	1		69	10	26
平成28年	219	120	9	18			72	12	41
平成27年	203	108	8	15	2		70	7	31

(2) 消防局別火災件数

	県計	東部管内						中部管内						西部管内											
		建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空	その 他	死 者	同	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空	その 他	死 者	同	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空	その 他	死 者	
令和元年	219	73	41	2	7			23	5	34	22	2	1			9	2	12	52	2	11	2		45	3
平成30年	223	70	27	5	11			27	3	34	16	1	4			13	3	19	57	3	2			57	3
平成29年	182	68	34	4	7			23	6	25	17	1	3			4	4	89	36	1	9	1		42	
平成28年	219	63	44	2	3			19	4	33	20	1	8			4	4	18	56	6	7			49	4
平成27年	203	67	30	5	9	1		22	3	42	28	2	1			11	4	94	50	1	5	1		37	

(3) 出火原因別火災件数

平成31年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月											
たばこ	14			1	1	3			2	2	1		1											
こんろ	13			2	3	1	2		1	1		1	2											
かまど																								
風呂かまど					1																			
炉									1															
焼却炉							1																	
ストーブ	8	1					2			1									3	1				
こたつ																								
ボイラー			1																					
煙突・煙道	2						1									1								
排気管	4								1	2						1								
電気機器	4	1			1											1			1					
電気装置	3								1							1	1							
電灯・電話等の配線	7		1				1	2									1	2						
内燃機関																								
配線器具	8	1	1	1	2	1		1													1			
火あそび	4			1												1	1							1
マッチ・ライター	3								1							1								1
たき火	36				1	2	16	7	3	2	2	1	2											
溶接機・切断機																								
灯火																								
衝突の火花																1								
取灰		1																						
火入れ	6				1	1	5	1	2	4						1	2	2						
放火	5	1				1	1									1					1			
放火の疑い	2		1			1																		
その他	43	5	5	6			2	4			11	1	1	3		5								
不明・調査中	41	1	1	4	5	12	4			4	1	2	3		4									
合計	219	12	13	19	21	44	18	14	30	9	9	16	14											

※その他火災とは、枯草立木類・野積わら・道路堤防法面・荒地の芝草・薪・建築材料・廃材等が焼損した火災等である。

(4) 令和2年春季全国火災予防運動の実施

- ア 実施期間 3月1日（日）～3月7日（土）
- イ 統一標語 「ひとつずついいね！で確認 火の用」
- ウ 重点目標 住宅防火対策の推進、乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進、放火火災防止対策の推進、特定防火対象物等における防火安全対策の徹底、製品火災の発生防止に向けた取組の推進、多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底、林野火災予防対策の推進
- エ 実施予定 県内消防局や市町村等において、防火パレード・防火訓練等を実施予定

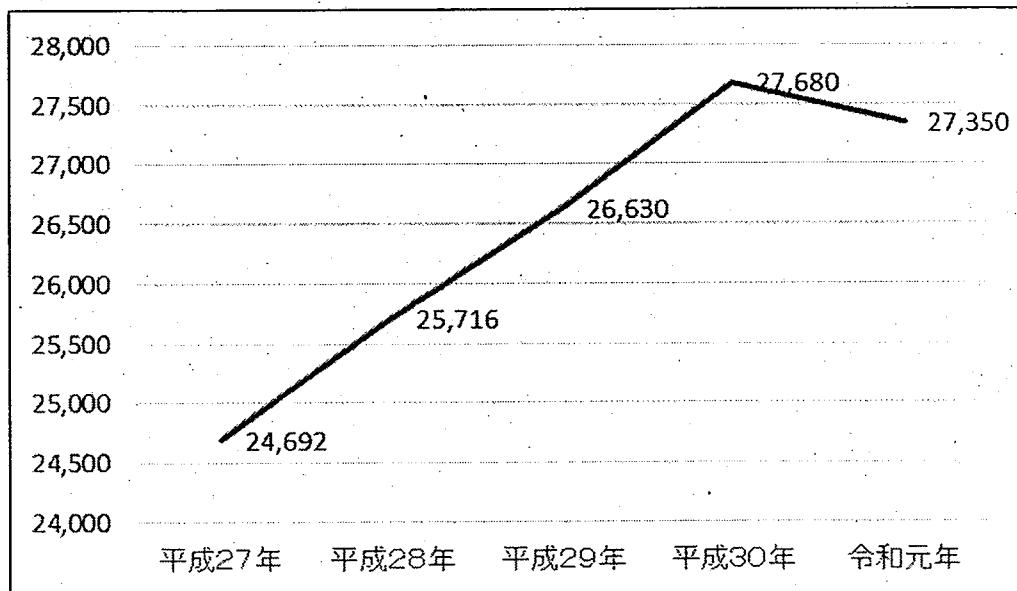
2 令和元年救急救助活動状況（速報値であり、修正となる場合があります。）

(1) 救急活動状況 ※上段（ ）内は平成30年数値。

ア 救急活動状況（件数）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合 計	(2,570)	(2,343)	(2,272)	(2,145)	(2,257)	(1,981)	(2,722)	(2,547)	(2,061)	(2,229)	(2,201)	(2,352)	(27,680)
火 災	11	11	20	7	17	12	9	20	22	12	22	16	179
自然 災 害			1						1	2	1		5
水 難	3	2	3	3	5	3	3	3	3	1	1	1	31
交 通 事 故	98	107	140	136	131	123	138	181	139	125	181	135	1,634
労 働 災 害	12	12	10	17	11	23	39	23	24	14	13	21	219
運 動 競 技	8	7	11	11	31	30	34	38	39	23	18	4	254
一 般 負 傷	334	286	320	308	314	273	312	320	335	323	311	375	3,811
加 傷	5	7	6	2	4	8	7	9	4	8	5	3	68
自 損 行 為	25	9	16	12	15	11	20	20	17	13	24	13	195
急 病	1,713	1,416	1,454	1,480	1,456	1,342	1,587	1,635	1,384	1,437	1,433	1,603	17,940
そ の 他	転院搬送	227	235	213	241	212	190	238	256	219	248	226	2771
	医師搬送	3	5	2	4	7	4	8	7	6	5	4	58
	資機材等輸送		1										1
	そ の 他	22	10	12	16	12	12	14	24	16	18	9	184

イ 救急活動状況の推移



ウ 搬送人員

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
合計	(2,407)	(2,196)	(2,146)	(2,021)	(2,143)	(1,862)	(2,558)	(2,414)	(1,956)	(2,118)	(2,081)	(2,236)	(26,138)	
	2,294	1,972	2,084	2,111	2,099	1,919	2,271	2,393	2,078	2,114	2,126	2,310	25,771	
火 災	2	1	6	1	1	1	2	1	1	2	6	1	25	
自然 災害			1						1	2	1		5	
水 難	1	2	2	1	4		1	1		1	1	.1	15	
交 通 事 故	98	106	144	141	142	119	140	180	140	137	176	141	1,664	
労 働 灾 害	12	12	10	17	11	23	39	23	24	13	13	21	218	
運 動 競 技	8	6	11	11	31	30	33	37	39	23	18	4	251	
一 般 負 傷	327	273	310	295	304	262	300	315	320	313	300	363	3,682	
加 害	5	4	6	2	4	6	6	8	3	6	4	2	56	
自 損 行 為	14	6	12	5	9	10	14	14	14	11	15	10	134	
急 病	1,601	1,325	1,371	1,399	1,382	1,278	1,502	1,554	1,319	1,356	1,368	1,501	16,956	
そ の 他	転院搬送	226	235	211	239	210	190	234	256	217	247	223	266	2,754
	医師搬送													
	資機材等輸送													
	そ の 他		2			1			4		3	1	11	

(2) 救助活動状況 ※上段()内は平成30年数値。

ア 救助出動件数(件数)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(33)	(29)	(41)	(34)	(29)	(24)	(38)	(35)	(29)	(32)	(35)	(26)	(385)
	23	25	35	35	33	34	21	50	35	28	35	30	384
火 災	2	5	7	3	3	3	3	4	2	1	4	6	43
交 通 事 故	7	12	17	16	11	14	9	22	10	10	18	13	159
水 難 事 故	3	1	2	2	5	4	3	1	3	1	1	1	27
風水害等自然災害													
機械による事故	2			1	1	1		1				2	8
建物等による事故	4	3	1	3	4	4	3	6	5	6	3	3	45
ガス及び酸欠事故											1	1	
破損事故													
その他の事故	5	4	8	10	9	8	3	16	15	10	9	4	101

イ 救助人員

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(18)	(20)	(31)	(22)	(22)	(14)	(22)	(32)	(21)	(19)	(21)	(14)	(256)
	14	15	17	27	23	28	13	41	21	16	29	16	260
火 災			1	2							2	1	6
交 通 事 故	7	8	10	10	8	12	7	18	4	6	16	7	113
水 難 事 故	2	1		2	3	4	2	4	2		1	1	22
風水害等自然災害													
機械による事故	1					1		1				2	5
建物等による事故	2	3	1	2	4	4	2	6	3	4	3	2	36
ガス及び酸欠事故											1	1	
破損事故													
その他の事故	2	3	5	11	8	7	2	12	12	6	7	2	77

